

国土審議会土地政策分科会企画部会

国土調査のあり方に関する検討小委員会（第14回）

令和元年6月20日

【国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻より少し時間が早いですが、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第14回を開催いたします。

委員の皆様方には、引き続き大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は事務局を務めております地籍整備課国土調査企画官の福田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日、市古委員及び若林委員におかれましては、御都合により御欠席と伺っております。なお、若林委員につきましては、前回に続き、御殿場市高橋次長に代理で御出席をいただいております。

また、今回は次期十箇年計画の方向性に関する議論の最終回となりますので、第10回に発表いただきました法務省から、江口所有者不明土地等対策推進室長兼地図企画官、また林野庁から大沼森林吸収源情報管理官にも御出席いただいております。

本委員会の議事につきましては公開、ただしカメラ撮りにつきましては議事に入るまで、及び議事終了後から本委員会終了後までとさせていただきます。なお、議事録につきましては、発言者を含め公表とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はあらかじめお伝えしましたとおり、政府全体の取組に従いまして、前回同様タブレット端末を用いたペーパーレス形式で資料を御用意してございます。改めましてタブレットの操作方法について御説明いたします。席上のタブレット端末は会議資料のファイルを表示した形で御用意してございます。タブレット端末を御確認いただきまして、画面が暗転している方、またはファイルが表示されていない方、いらっしゃいましたらお手数ですが、挙手をいただけますか。よろしいでしょうか。タブレット画面に表示されておりますファイルに沿いまして、会議資料の確認をさせていただきます。

左上から順番に、議事次第、委員名簿、座席表、資料1から4まで、そして参考資料が1から3までとなります。また、参考といたしまして、第8回から第13回までの資料を保存したフォルダも御用意しておりますので、適宜御参照ください。各資料につきましては、そ

それぞれファイル名をタップすることで参照可能です。また、資料参照画面から一覧に戻る場合には、資料参照画面左上の左矢印マークをタップいただければと思います。

次に、注意点が3点ございます。1点目は、事務局からの説明の際には、説明に沿って皆様のタブレットに表示されている資料が自動でスライドされますので、あらかじめ御了承ください。2点目は、資料参照画面の右下に表示されます2つのマーク、発声のマーク及び耳のマークにつきましては、今回使用いたしません。そして3点目でございますけれども、資料参照画面の右上に表示されておりますバツマークにつきましては、押されますとこの資料を表示するシステム自体が終了してしまいますので、押さないように御注意ください。資料閲覧中に別の資料を御参照いただく際には、参照画面の左上に表示されております矢印マークにて、資料説明の画面に戻っていただきますようお願いいたします。もしタブレット操作について御不明な点がある場合や、議事の途中で不具合が発生した場合につきましては、皆様の後方に事務局担当者が控えておりますので、適宜お申し付けいただければと思います。また、皆様の席上にタブレット操作に関する簡単な説明資料を配付してございますので、こちらも適宜御参照ください。

以上でペーパーレス会議の操作方法について御説明を終了します。

それでは、これより議事に入りますので、ひとまずカメラ撮りは終わらせていただきます。これから先は委員長に議事進行をお願いいたします。清水委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【清水委員長】 承知しました。委員長の清水でございます。

今回は報告書のとりまとめということに関して言えば、最後の議論の場でございます。今回も従前同様、活発な議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速、議事次第に沿って進行してまいりたいと思います。最初の議事は、「報告書（案）の説明」でございます。前回の小委員会で報告書の「(素案)」を事務局から提出いただいて、議論したところでございます。今回はそのときの議論の結果、皆様から頂戴した御意見等を踏まえて、事務局で「(素案)」について再検討し、修正を加えて、「報告書（案）」というものを作成いただいたわけでございます。これについての説明が議事(1)でございます。

それでは、それぞれの御担当ごと、高藤課長と坂課長から説明をよろしくお願いいたします。

【地籍整備課長】 地籍整備課長の高藤でございます。資料はお手元に紙でお配りしてお

ります資料1-2が前回からの修正点を見え消しで作成しているものになっております。また、もう一つ、席上に紙の形式で配付しておりますが、資料3が委員の皆様方の意見について、どのように対応をしたのかを簡単にまとめたペーパーになっております。こちらの2点を使いまして、御説明をさせていただければと思っております。

それでは、修正点を中心に私から御説明させていただきます。まず資料1-2、「報告書(案)」の1ページ目をお開きください。こちらについては修正点として、脚注に入っていたものを本文に持ってきたという形式的な修正でございます。

続いて、2ページ目でございます。2ページ目の23行目、「境界等が明確となったことで、地籍調査の実施済み地域において民間の土地取引が促され、地域の土地利用の活性化が図られるとともに」という言葉を追加しております。これは前回、藤巻委員から、前回の御発表者、名張市の荻田係長の発表内容で、地籍調査の効果として、地域の活性化などにも触れられていることを踏まえた御意見があったことを受けて、地籍調査の効果の例示としてこちらに追記しているものでございます。

続いて、4ページ目の上から6行目のところで、災害の前に「自然災害」という言葉を足しております。こちらにつきましては、本日御欠席でございますが、市古委員から書面で御意見を頂いております。こちらは災害と裸で書くよりも、全体のバランスを見ますと、「自然災害」と記述した方が適当ではないかという御意見がございまして、それを踏まえた修正を行ったものでございます。

続いて、更に1枚めくっていただいて、5ページ目でございます。課題と今後の対応方針ということで、大まかな課題を書いている部分、その後続いての6ページのところで、それに対する大まかな対応方針を書いているという箇所がございます。この後に具体的な施策が6ページの後段以降で出てくるのですが、事務局で検証したところ、この前段のところ、前回議論いただいております未着手・休止市町村に対する課題と今後の対応方針の大まかなものが入っておりませんでしたので、そこについて追記したのが、5ページ目の部分と6ページ部分の修正でございます。それぞれ課題として出てくること、そして、それに対する大まかな対応方針を記述しているところでございます。

続きまして、7ページにつきましては、一番下段でございますけれども、客観的資料に関する判断に資するよう、その範囲を明確化といった記述になっておりましたが、こちらは伊藤委員から「その」であるとどの範囲になっているかが明確ではないという御意見がありまして、「当該資料の」と修正し、客観的資料の範囲を明確化するということを文書上明示す

る修正を加えております。

続いて、8ページから9ページにかけてでございます。官民境界等先行調査について、「街区を形成する道路等の管理者などとも更なる連携を図りつつ」という表現が、中間とりまとめまでの文章に入っておりましたが、こちらについて事務的に担当部局との調整がある程度進みましたので、その部分についてより具体性を持って書けるようになったということで、この文章そのものを削ってなお書きで追記をしております。なお書きは、「官民境界等先行調査を行うに当たっては、街区を形成する道路等の管理者等とも更なる連携を図る必要があります、例えば、地籍調査の実施主体の求めに応じ、当該管理者等から地籍調査に関連する情報の提供がなされるような仕組みや更なる協力体制の構築を検討する必要があります」という形で、連携の中身について、今のところ担当部局との間で話が進みつつある部分について記述しているところでございます。

続いて、11ページでございます。調査区域の重点化の段落の中の、新たな指標の設定・公表でございます。こちらにつきまして、前回、伊藤委員から、この指標を設定する目的に関して、記述の重複が見られるという御意見がございましたので、前半の趣旨の部分について削除をしております。

続いて、12ページでございます。未着手・休止市町村の解消の部分でございます。こちらについては前回御議論をいろいろいただいたところですので、いくつか修正をしております。まず、冒頭の12行目から16行目を削除しておりますのは、先ほど前半の課題と大まかな対応方針に移行したことによる修正となっております。また、こちらの部分については、A3の資料1枚目の一番下にかかせていただいておりますけれども、前回、大きく三つのアプローチというのを私ども事務局で御説明させていただいたのですが、布施委員から、それぞれのアプローチが独立したものというよりは、総合的にこうしていくという趣旨が出た方が良くはないかという御意見があったことを踏まえまして、まず22行目から25行目のところに、「地籍調査の実情や実施手法に関する理解を促すとともに、調査に着手するハードルを下げ取組意欲を向上させるためのアプローチを総合的に講じることが重要である」という記述を追加し、「具体的には、以下の取組が考えられる」という形で、その後三つ示していた観点について、箇条書きに変更する修正を講じております。

続いて、A3の資料の2ページ目に出てきますけれども、項目番号で10番、11番で、千葉委員から地籍アドバイザーのブロックごとの派遣というものが適切ではないかという御意見がございましたのと、吉原委員から、文章が長くて分かりにくいので分けて記

述すべきではないかという御意見を頂きました。そちらについて、12ページの最後の行から、次の13ページの6行目までにアドバイザーの部分を記載しておりますけれども、こちらについて、「例えば地方ブロックごとにアドバイザーを選任し」という記述を追加しておりますのと、文章が長くなっておりましたのを途中で分ける修正を行っております。

また、ここの部分に未着手・休止の対策に関しまして、石井委員、藤巻委員、山脇委員から、休止市町村についての対応については、未着手市町村とはまた別のアプローチも必要なのではないかというようなお話がございました。こういったことを踏まえて、文章上は13ページの14行目からの部分ですけれども、「また、休止市町村については、課題やアプローチが未着手市町村と共通する面もあるが、過去に実施した調査に関連する個別の事情を抱えている場合もあることから、それぞれの事情に応じたきめ細やかな対応が必要である」というような記述を追加しております。

また、こちらの箇所に関しまして、石井委員から、兵庫県などでは未着手対策の一環として、県営事業として実施したり、いろいろな取組をしているということ。また、吉原委員から、市町村間での広域連携などが進んでおり、こうした連携のコーディネート役としての役割も重要ではないかというようなお話、また中山委員から、休止市町村などの特色について、県内の地域ごとの特色などもあって、そういったものもアピールすることが良いのではないかというような御意見を頂いているところでございます。また、前回、荻田アドバイザーからの御説明でも、県の役割は非常に大きいというようなお話がございましたので、その辺りのことを踏まえて、未着手・休止市町村の解消に向けての記述を13ページの17行目のところから追記してありまして、「こうした未着手・休止市町村の解消に向けては、市町村をサポートする都道府県の役割も非常に重要である」という形で、都道府県の役割を記載し、「例えば、市町村長へのアピールや市町村担当者向けの助言、研修の実施のほか、市町村間の広域連携のコーディネート、県が自ら実施主体となる地籍調査の実施等が効果を発揮している例もある。都道府県においては、これらも参考にした積極的な取組が望まれる」というような記述を追加しております。

また、最後、22行目から23行目で、「なお、これらの対策は、未着手・休止の解消だけでなく、既に着手済みの市町村における円滑な調査の実施にも資するものである」ということで、未着手・休止に対する施策ではあるのですが、これが全ての地籍調査の推進にもつながっていくという部分の記述を追加しているところでございます。

あと、こちらの箇所に関してはいろいろ御意見を頂いてありまして、石井委員からは、未

着手・休止の解消とあわせ着手市町村が増えると、今度は予算の不足が懸念されるというお話をいただいております。こちらに関しましては、記述の修正にはなかなかなじまないところではあるのですが、国としましては、補正予算などのあらゆる機会を捉えて、予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、前回の説明者の荻田係長からも、未着手市町村対策の文脈で、まずは試行的に、少しのエリアでもいいので最後までやり抜くことが重要だというようなお話もございました。こちらについても私どもの未着手・休止の解消の施策と具体の取組の中で検討してまいりたいと思っております。

あと、前回、中山委員から、地籍アドバイザーなどで退職された職員が登録されているというようなことであれば、派遣だけでなく、場合によっては一定期間勤務できるような制度も考えてはどうかというお話がございました。こちらにつきましては、地籍アドバイザー制度の中ではないのですが、地籍調査の実際の負担金として出している通常の事業の予算で、臨時職員を雇用した場合には、その臨時職員の給与分は出せることとなっておりますので、運用としてはそういったことも可能であるということについて、御説明をさせていただいております。

続きまして、13ページの地籍調査に関する普及・啓発のところでございます。こちらについてはA3の資料項番21でございますけれども、清水委員長から、「地理総合」の必修化について、土地分類調査には記述はあるが、地籍調査についても啓蒙していくという文脈でも記述があっても良いのではないかという御意見を頂きました。こちらを踏まえて、地籍調査の普及・啓発の高まりというところで、「所有者不明土地への社会的な関心の高まりや、高等学校における『地理総合』の必修化といった社会の大きな動向も踏まえつつ」普及を図っていくということを記述しているところでございます。

また、14ページの1行目でございますけれども、石井委員から、森林組合による活動が地域の方々に働きかけが入って、結果的に自治体が森林の地籍調査に着手するというような動きもあったので、そういった各種団体への普及・啓発も必要ではないかというお話がございましたので、そういった記述を1行目に追加しているところでございます。

同じく14ページの5行目からの修正でございますけれども、市古委員から、市町村が独自に定めている計画についてもどのような意味を持つのかを書いておくべきではないかというお話と、荻田係長からも、これは前回の御発表の中で、名張市で独自に作られている計画について、計画的な事業の執行や、住民の皆様への普及・啓発に非常に役立っているとい

うようなお話がございましたので、そうした趣旨について5行目からの記述の中で、「市町村の中には、地籍調査に関する計画や方針等を自主的に策定している例も見られ、これらは調査の計画的な実施に資するほか、地域住民への普及・啓発の観点からも有効であり、こうした取組も参考にすべきである」という記述を追加しております。

また、同じページの9行目から11行目までの部分については削除しておりますが、未着手・休止対策のところ、アドバイザーや国の基本調査、都道府県の取組による支援というようなもの、また包括民間委託制度の活用についても記載し、先ほどのなお書きで、その他にも効果があるということを追記しておりますので、この部分については削除したところでございます。

続いて、14ページの「③地籍調査の推進に係る人材の育成・確保」という項目を追記しております。その前にA3の資料の25番目で、山脇委員、吉原委員から、未着手市町村に対しては、地籍調査の意義や国の方針を理解してもらうことが必要ではないかという御意見を頂いております。こちらにつきましては、中間とりまとめまでの普及・啓発の文脈でも御議論させていただいて、先ほど御紹介した部分に記述がありますので、文章そのものの修正については、既に記述があるということをもって代えさせていただいているところでございます。

戻りまして、先ほどの人材育成確保のところでございますが、こちらの部分については前回の小委員会場で、御殿場市の高橋次長から、地籍アドバイザーにはどうしても限界がある部分もあるので、マニュアルの整備が必要ではないかというような御意見がございました。また、千葉委員から、民間の包括委託の推進には、地籍調査に関する民間資格の活用なども有効ではないかという御意見がございました。こういった文脈で、地籍調査に関する人材の育成といたくだりが、これまでの記述で弱かったという部分がございますので、「③」として「地籍調査の推進に係る人材の育成・確保」という項目を一つ立て、「地籍調査を実施する市町村等の調査への理解を深めるとともに、事務の負担軽減に資するよう、担当者向けのマニュアルの整備、研修の充実等を通じて人材の育成・確保を図る必要がある。また、調査の実務を担う民間事業者の技術の更なる向上を図る観点から、地籍調査に関する民間資格の積極的な活用も検討すべきである。こうした人材の育成・確保や、それを通じた効率的かつ適正な地籍調査の推進等において、関係団体の果たす役割は重要である」という記述を追加したところでございます。

地籍調査については、一旦ここまででございます。

【国土情報課長】 国土情報課長の坂でございます。続きまして、15ページの冒頭、「Ⅲ. 土地分類調査について」の前の御意見に対する対応と、それを踏まえた修正点について御説明申し上げます。

まず、A3の資料では28番目になります。近藤委員から、現行の十箇年計画策定以降の状況の変化に関しての一つ一つの項目として、自然災害の激甚化というところに関連いたしまして、流木による災害の対策が課題であるという御意見を頂きました。それを踏まえまして、資料1-2でいきますと、16ページの4行目からになります。過去の風水害などの事例を引用しているところで、流木による災害が大きな課題となった一昨年7月の九州北部豪雨による災害、ここに「土砂・流木による災害」という記述も加えまして、流木による災害への対応が課題であるということを示しております。

それから、続きまして、資料3では29番目でございます。資料1-2では、おめくりいただきまして17ページ、「今後講じるべき具体的方策の方向性」の中で、対象となる地域の中でどのように優先順位付けを図っていくのかというところで、27行目以降の「②」でございます。その中で「自然災害に対する土地条件の脆弱性」、今消してあるところでございますけれども、この中身について具体的に分かりやすく書くべきという御指摘をいただきました。それを踏まえまして、32行目でございますけれども、「既往災害の発生状況や災害の起こりやすい土地条件」といったような自然地理学的な観点からの考察や、過去の事例などへの対処といったものを踏まえて、優先順位付けを図っていくということを明確にしております。

それから30番、片山委員から、土地利用が農地から森林に変わっている箇所の判別についての御意見を頂きました。これにつきましては、土地分類調査では土地利用の状況変化というものは2種類、100年前の土地利用の状況、それから50年前の土地利用の状況という過去の二つの時点における資料を作成して、様々な政策の立案などの資料としていただくことにしております。最新の現況につきましては、別途この法に基づく国土調査の枠外で行っております、当課で実施しております国土数値情報で最新の土地利用の現況の評価などを行っておりますので、こういったものと組み合わせて見ていただくということで、対応を図っていくべきではないかと考えておりまして、その内容につきまして今回は修正しておりませんが、箇所でいきますと18ページの3行目から4行目にかけて、国土数値情報等の地理空間情報との組み合わせによって、高度化を図っていくといった記述がございますので、今回は修正なしとさせていただきます。

最後に31番、32番につきまして、方向性の中の一つの視点といたしまして、高等学校教育における「地理総合」の必修化につきまして、久保委員から、その教科そのものの柱となる項目についても、この施策との関連が分かるように例示すべきではないかという御意見を頂きました。また、近藤委員から、地域レベルでの活用が大事というような視点を入れるべきではないかという御意見を頂きました。

これを踏まえまして18ページの「(3)」の13行目からですが、まず久保委員の御指摘を踏まえて、教科の柱としてのGISといった地理空間情報の活用を図っていくことが重要であるということと、地元などの自然災害への理解が重視されるといった教科の柱という観点を入れております。また、17行目でございますけれども、その「地理総合」を履修することによって得た知識をもって何に活用するのかというところで、地域における土地の安全性、災害リスクなどの判断に活用できるようにすることが目的だということを示して、その地域への活用の重要性、そのような視点を踏まえた記述に修正してございます。

土地分類調査関係の修正点は以上でございます。

【地籍整備課長】 「IV. おわりに」のところについて、最終ページ、19ページのところで記述の修正しております。こちらについては周辺状況について追記したもので、まず一つは、前回の小委員会以降、6月14日に所有者不明土地等対策の推進に関する関係閣僚会議が開催されておまして、今、皆様のタブレットに参考資料2を表示しておりますが、こちらの関係閣僚会議で所有者不明土地対策の文脈の中で、地籍調査についての政府の方針が示されております。具体的には、3行目のところで、「地籍調査の円滑化・迅速化」という記述が入っております。こちらの部分についてはまさにこの小委員会で皆様方に御議論いただいた内容でございます。一部の所有者が不明な場合でも調査が進められるような手続の見直しや、都市部での官民境界の先行調査、また山村部でのリモートセンシングを活用した調査といった調査を円滑化・迅速化するための措置ということが記述されているところでございまして、政府としては、今後、法改正に向けた作業を進め、次期十箇年計画の策定とあわせて、国土調査法などの見直しを行うという方針が閣僚会議決定されたところでございます。

こちらを踏まえて、小委員会の報告書においても、この基本方針において、「本小委員会での検討を踏まえ、地籍調査の円滑化・迅速化を図るための措置等を講じることが位置付けられた」ということを周辺状況として入れてございます。その次の「国土審議会において、土地政策の全体像の再構築に向けた議論が開始されたところである」というのは、前回も御

説明したとおりでございます。あわせて法制審議会においても、現在、相続などによる所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から、民法、不動産登記法等の改正について検討が行われているということがございますので、そちらについても追記しております。その下の部分は先ほどのものを前に持っていったことによる修正を行ったという形でございます。

修正点については以上でございます。

【清水委員長】 前回の議論を踏まえて、「報告書（素案）」からどのような過程、どのような考えで変えて、今回の「報告書（案）」を作成したのかということのを要領よく説明いただきました。ありがとうございました。

では、これから議題の2、「委員等による意見交換」に入りたいと思います。今日説明いただいた「報告書（案）」の内容について、皆様から今日御意見を頂戴して、最終的な「報告書」にしていくという大変重要な議論の場でございますので、積極的に御意見を賜りたいと思います。とりあえずは「報告書」の取りまとめが我々の最大の任務でございますので、「報告書」の内容に関わることについての御意見等を賜って、もし時間的に余裕があれば、「報告書」の内容を若干超える内容でも結構ですので、将来に向けた議論を行っていくというようなことにさせていただければと思います。

では、どなたからでも結構でございます。まず、この「報告書（案）」の内容についての御意見なり、御質問なりをお受けしたいと思います。

その前に、今日欠席されている委員の方が2名いらっしゃいますので、もしその委員の方々から御意見等がありましたら、紹介をいただけますか。

【国土調査企画官】 事務局でございます。本日御欠席の市古委員からは「報告書（案）」の内容については御了解ということでございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

では、今日出席の委員の皆様からの御意見を賜りたいと思います。特に今回は前回の素案からの修正内容・事項を中心に説明をいただいたわけでございますので、前回の意見を述べられた方々がこれで良いのか、もう少しこのように変えられないかというような御意見でも結構でございます。どなたか口火を切っていただければ。伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】 具体的な意見ではありませんが、細かい点を指摘させてください。1ページ目の8行目に「等」が3か所連続で並んでいます。「所有者不明土地等対策等への利活用のあり方等」という部分、もし何とか修正ができればと思います。ただの好みの問題ですの

で、可能であればということです。もう1点、同じく言葉の問題ですが、14ページの1行目に追記されたところに「各種団体」という言葉があり、18行目に「関係団体」という言葉があるのですが、この「団体」を修飾する「各種」「関係」という言葉について、何を指すのか分かりにくいところがありますので、明確にしていただければと思います。何らかの定義や、意図があれば御説明いただければと思います。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

前半は可能ならば文章を工夫していただきたいということですので、後半の御質問に対して御回答をいただけますか。

【地籍整備課長】 前半は少し文章の状況を見て、修正可能か検討させていただければと思います。後半でございますが、各種団体と関係団体の使い分けですけれども、「関係団体」と記載している方は、業界の団体や、発注者の団体、つまり、全国の発注者である地方公共団体等で構成される団体、測量業者で構成される団体、あとは土地家屋調査士で構成される団体など、地籍調査と非常に関係の深い団体という意味で「関係団体」という記述をしているものでございます。一方、前半の各種団体は、石井委員から、森林組合などを念頭に置いた御発言があり、これは森林組合以外にも地域の土地の管理を行ういろいろな組合や、それこそ自治会のようなものも含めて、様々なものが入り得るのかと思いましたので、定義としては曖昧ですが、「各種団体」というような表記をしたところでございます。

【伊藤委員】 そうであるならば、例示するなりして具体的に書いていただけると分かりやすいと思った次第です。

【地籍整備課長】 検討いたします。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。布施委員どうぞ。

【布施委員】 6ページの9行目から追記されたところですが、**「未着手・休止の主な要因として、市町村の予算や体制が十分でないことが挙げられるが」**と切り切っているのですが、飽くまでこれはアンケートの結果が出てきて、前回の御説明ですと、実はそうではないのではないかという問題意識があるということだったと思います。ここの文章はその後にも、**「様々な障壁を取り除く」**と言って、12ページ目からその具体例が出ているのですが、必ずしも予算や体制の話が直接課題の対応になっていないので、ここの文章の構成とその後の対応のところがやや分かりにくいのではないかという気がしました。一番気になるのが、**「予算や体制が十分でないことが挙げられる」**と切り切ってしまうと、これが本

当にそのまま理由であると思われてしまうのではないかと、そこが気になったところです。

【清水委員長】 それはいかがでしょうか。「十分でないことが挙げられる」の「挙げる」の主語が何なのかということですね。一般によく言われるがというようなことなのか、何かのアンケート調査によればそういう回答が多かったという意味なのか。

【地籍整備課長】 市町村などに対するアンケート調査でこの回答が多いというのは事実としてはありますので、場合によってはそのような客観的な言い回しに修正するという事で検討します。

【清水委員長】 そのほかいかがでございましょうか。中山委員、どうぞ。

【中山委員】 案の4ページの5行目、「平成30年だけでも」、また「平成30年7月豪雨」、平成30年というくだりのものと、16ページの4行目から5行目ですか、「平成30年7月豪雨による洪水」、災害云々というところのバランスがどうなのかというのと、平成30年、30年と前半で言っていますので、その辺りの書き振りはどうなのかと思いました。それともう1点ですけれども、14ページのマニュアルの整備について、「事務の負担軽減に資するよう、担当者向けのマニュアルの整備」ということで、これは是非とも作成してもらいたいのですが、現実的な一筆地立会いや、境界確認のためのマニュアルといったものもお考えになっているのかどうか、そのところを教えていただければ幸いです。

【清水委員長】 ありがとうございます。

【国土調査企画官】 災害の名称ですけれども、平成30年7月豪雨という形で気象庁がそのように命名してございまして、それを固有名詞として引いてございまして、続くという意味では若干くどいのですけれども、一応そうした正式名称を引いております。

【地籍整備課長】 マニュアルの部分については、まず事務局側としては、一つは素人向けに全体をどのように進めるのかといったことに関するマニュアルが大きく欠けているのではないというのが認識としてはあります。あとは一筆地調査などについても、それぞれ例えば書籍などを書かれている先生方もいらっしゃいますけれども、国としてどうするかといったことを広めるものについては存在しないということもありますので、そこは関係の皆様方と議論して、必要性も踏まえた上で検討していくということかと思っております。

【清水委員長】 ありがとうございます。最初の平成30年が続くというのは、最初のところだけでも、「昨年だけでも」というような表現にするとかはあるかと思えます。その後、平成30年、平成30年と続いていくのは固有名詞だからしょうがないとして。ありがとう

ございます。

中山委員、よろしいですか。

【中山委員】 はい。

【清水委員長】 そのほかいかがでしょうか。はい。

【近藤委員】 災害に関連して、16ページのところです。細かい言葉の問題ですけれども、「洪水」とありますが、実は洪水というのは普段より川の流量が多い状況ですので、災害のときは「水害」の方が良いと私は思います。それから、ここは読者が読んで分かるかという点ですが、九州北部豪雨は非常に局地的だったので朝倉市ということで分かるのですが、平成30年7月豪雨による水害の場合は、一番話題になったのは真備町だと思いますが、西日本豪雨は非常に範囲が広がった。それから、胆振東部地震の液状化というのは札幌市内ですね。報道された厚真町の崩壊は、予見がなかなか難しかったと思うのですが、だいたい場所が離れています。具体的な場所に関する記述があった方が分かりやすいのかもしれないと思います。

【清水委員長】 では、その辺り御指摘を踏まえて、もし変えられるようであれば、改善できるようであれば、改善していただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。久保委員。

【久保委員】 久保でございます。ただいま近藤委員からの御指摘の場所に近いのですが、15ページから16ページで、「(3)」の「①風水害の激甚化と巨大地震の懸念」の項目ですが、二つの段落からなっておりまして、最初が風水害の激甚化と南海トラフ地震というのが書かれていて、2つ目の段落にはその他、近年のいろいろなものが書かれているかと思うのですが、タイトルが「風水害の激甚化と巨大地震の懸念」となっていて、もちろん南海トラフも書いてありますけれども、そのほかにも活断層に伴うような、もう少し小規模な地震も決して楽観視できるものではないので、表現上の問題かとは思いますが、本文には書いてございますのでこれでいいのですが、巨大地震の懸念というのが大きくタイトルになっているので、もしお考えいただければと思います。以上です。

【清水委員長】 よろしいですか。御指摘の趣旨は御理解いただけたということで。

【国土情報課長】 ただいまの近藤委員、久保委員からの御指摘を踏まえまして、この災害の例示の仕方、分かりやすさという観点も含めまして、適切な書き方を考えたいと思います。

【清水委員長】 関連しまして、「南海トラフ地震」という名称が最近すごく曖昧に使わ

れていて、「南海トラフ巨大地震」のことを「南海トラフ地震」と省略する場合もあれば、東海・東南海・南海の地震それぞれを「南海トラフ地震」という場合があるわけですが、それが曖昧に使われていることが多いのですが、「70～80%という確率で発生が懸念される南海トラフ地震」というのは、「南海トラフ巨大地震」ではなくて「南海トラフ地震」でよろしいですか。この辺りもチェックいただければと思います。

【国土情報課長】　　すぐにお答えできなくて申し訳ありませんが、その辺りの言葉の使い方、正確性も含めて、最適な表現を考えたいと思います。

【清水委員長】　　よろしくお願ひします。そのほかいかがでしょうか。

では、私から同じページの16ページですが、24行目から25行目のところで、「D I D地区カバー率が55%、県庁所在地や中核市における実施率が57%」という、この「カバー率」は何となく意味が分かるのですが、「実施率」というのは、わざわざ「カバー率」とは違う表記を使っているということは、県庁所在地と中核都市の中で面積は問わないけれども、とにかく実施しているところがこれだけあるというような意味でしょうか。

【国土情報課長】　　この「カバー率」と「実施率」、実態上は同じような意味ですけれども、D I D地区というものがどちらかというと行政区域の概念とまた別にあるところと、あと県庁所在地、中核市とか行政区域で割ったときに、受け取った語感が若干異なりますので、「カバー率」と「実施率」と言い分けておりますけれども、実態のところは全体100に対してどれだけ現状でやっているかを示した、その割合をそれぞれの言葉に応じて、概念に応じて使い分けているということで、中身としては同じでございます。

【清水委員長】　　そうですか。できれば地籍調査の場合はD I Dであろうが、行政区域であろうが、「進捗率」というような言葉で、その面積分の面積ということで統一していますよね。ですから、その辺りもできれば表記としては統一するか、もしくは注意書きを括弧書きで添えるなどしないと、「県庁所在地及び中核市における実施率」と言われると、どちらを指しているのかが分かりにくくなります。全体でどのぐらい取り組んでいらっしゃるのかというようなものなのか、面積ベースの話なのかというのが分かりづらいかと。その前に「カバー率」という言葉があるものですから、その辺り検討していただければと思います。

【国土情報課長】　　まさに委員長御指摘のとおり、言葉が二つ出てくると分かりづらいところがございますので、ここは地籍調査に合わせて、「進捗率」という言葉で統一するなど、書き方も「率」という言葉が2回出ないような感じで、より分かりやすい表現に改めたいと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほか御意見ございませんか。吉原委員、どうぞ。

【吉原委員】 この報告書の内容に異存はございません。大変きめ細かく新たな取組などが等しく網羅されている内容だと感じました。修正の要望等はございませんが、感想としましては、この第7次計画が策定される来年度、2020年度がいろいろな意味で土地政策の大きな節目になるのだということを拝読して改めて感じたところです。お配りいただいている参考資料1の様々なデータにつきましても、重要なデータが幅広く盛り込まれておりまして、第6次十箇年計画からの10年において、どれだけ様々な地籍調査を取り巻く社会・経済状況の変化があったのかということが具体的に示されていると思いました。是非この新たな十箇年計画が着実に実施されていくことを強く望みたいと感じたところです。

【清水委員長】 本当にどうもありがとうございます。

せっかくでございますので、少しでも多くの御意見を賜りたいと思います。

どうぞ、千葉委員。

【千葉委員】 千葉です。18ページ目の「(4) 調査技術の進展を踏まえた効率化、高度化」の段落で、「レーザ測量による標高データ」とあるのですが、これは「レーザ測量による三次元点群データ」という言い方が分かりやすい気がするのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

【清水委員長】 それはいかがですか。おっしゃるとおりかと思えますけれども。

【国土情報課長】 こちらにつきましても、より分かりやすい表現はどちらかということ踏まえて、三次元点群データとした方がおそらくイメージしやすいと思いますので、そちらの方向で書き直すように調整したいと思います。

【清水委員長】 要はレーザ測量で標高だけを測れるものではないので、三次元データをどうやって入手するのかという極めて効率的な技術でございますので、標高の測定、測量に使うことが多いというだけですので、その辺りもその他の文章との文脈の中で何が良いかということですね。

このページで私が気になったのは、18ページの13行目から14行目で、「高等学校における『地理総合』の必修化により、学校教育において地理空間情報の活用、自然災害への理解が重視されることを踏まえて」という、この『『地理総合』の必修化により』というのが気になります。地理空間情報の活用や自然災害への理解が重視されるというのは当然のことで、そういう背景もあって必修化につながっているわけですので、必修化されたことに

よってこういうものが重視されているというような、そういう流れで捉えられると趣旨が違うのではないかという気がしますので、これも文章の問題ですが、検討いただければと思います。

【国土情報課長】 委員長の御指摘を踏まえまして、地理空間情報の活用などが重視されるようになったことを踏まえて、令和4年度以降、高等学校においても地理教育として「地理総合」という科目が必修化されるようになったと。それに対応する形で政策面の備えを充実させると、そういう文脈に書き直したいと思います。

【清水委員長】 そういう文脈が正しいと思います。近藤委員、どうぞ。

【近藤委員】 ちょうど今の点に関係しまして、その下に「地域における」と記述があって、A3資料の32番ですが、このニュアンスですけれども、国土調査の進捗率が100%ではないということ。一方で、全国の高校で「地理総合」が必修化される。そして、当然地域の教材も使うことになってくるのですが、作成されていない地域もあります。そこで、最初の32番のところでは私が「階層的な使い方」と申し上げたのは、これは主題図が作成されていないところでも、例えば航空レーザ測量等によるDEMを使うと、地域の高校の先生が判読することによって、国土調査成果と同じような情報を生徒たちに伝えることができるのではないかとということで、主題図がない地域でも、DEMから始まって順番に表示していく。そうすれば、日本全国どの高校、どの地域でも対応でき、ハザードに関する情報を読みとることができる。こういうニュアンスですけれども、「地域における」でも良いのかもしれませんが、その辺りのニュアンスをもう少し御検討いただければ幸いです。

【清水委員長】 では、近藤委員の御意見を踏まえて、文章表記、表現を検討したいと思います。そのほかいかがでしょうか。どうぞ、久保委員。

【久保委員】 もう一度失礼いたします。ただいまのところの17行目で、結局、広く国民が土地の安全性、災害リスク等の判断に活用できるとございますので、ここでは災害や安全だけ言及されているように感じますけれども、もう少し何か例えば地域の資源とか、自然環境とか、そういうことにも活用されるものであると思った次第です。

【清水委員長】 よろしいですね。

【国土情報課長】 それでは、近藤委員、久保委員からの御指摘を踏まえまして、17行目、18行目の最後の文章ですけれども、標高データ、DEMの幅広い活用とか、それからその用途としても、安全、災害対応というところを特に強調して例示してございますが、環境面、地域資源といったことも総合的に活用できるとすることが、まさしく高校での地理教

育の必修化も見据えるところがございますので、そういったものが読み込めるような表現に改めたいと思います。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。石井委員、どうぞ。

【石井委員】 まず、地籍調査の優先実施区域につきまして、実は兵庫県は先週、関係部局が集まった地籍の推進会議をやりまして、特に山はこれまで施業だけするところでしたけれども、しっかりと保全するところも対象としていただけたということで非常に喜んでおります。それと、今まで境界が定まらなかったところで新たに境界が定まるということで、土木部局などが非常に期待しておりまして、今後、用地買収に先行して、地籍調査をするというような期待が非常に高まっております。ありがとうございます。

1点だけ、そのときに課題になったことがございます。19条5項指定をしっかりとしていきたいと考えておりますが、土地区画整理事業、圃場整備事業、これは面的に整備しますので換地を伴います。その換地をするための確定測量が終われば19条5項申請をするのですけれども、その19条5項の申請が補助対象になっています。ところが、今、土木がやっています道路とか河川の測量はそういうものが補助対象になっていないと。補助対象になっていないので、やらないといけないといった思いになかなかないということがございまして、兵庫県では今年、1、2か所、道路や河川の用地測量の19条5項申請を地籍調査部局が代わりに行うことで、どんな問題点があるかを掘り起こしていこうという試みをしようとしております。同じ国土交通省の補助事業になりますので、是非その辺り連携をいただけるとありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【清水委員長】 これは高藤課長から何か御回答ありますか。

【地籍整備課長】 事業実施時の用地測量などに関連して、地籍調査並みの測量データを入手することによって、それを19条5項指定の申請をしていただくというようなことについては、国としてもいろいろ自治体にも取組をお願いしているところがございます。一方で、予算制度的にどのように対応していくのかは一つ課題としてあるということだと思っておりますので、関係部局とも調整、検討してまいりたいと思っております。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。山脇委員。

【山脇委員】 今回、前回の「(素案)」からの変更、各委員からの意見をかなり盛り込んでいただけたと思います。ただ、項目によっては、記述があるので修正はしませんというような形にされていることもあるのですが、そのところで今後、具体的に検討を実施します

ということを答えていただいているのですけれども、是非そのところを、具体的な「(案)」をより進めていただければと思います。今まで何度かこういった委員会に参加させていただきましたが、今回、最も深く切り込んだ報告書になったのかなと個人的に思っています。ありがとうございました。

【清水委員長】 ありがとうございます。こういう委員会はこれまでさんざんやってきましたけれども、ただ、余り進展していないという場合もあります。本当に進展させたいところですよ。

冒頭の「はじめに」というところで、所有者不明土地等対策の推進に関する関係閣僚会議決定、去年の6月1日のが書かれていますが、今年度はまだ開催されていないのですか。

【地籍整備課長】 閣僚会議の決定という形で先ほど御紹介したものが6月14日に開催されているという形になっています。全閣僚が入っているものではなく、官房長官以下、国土交通大臣などの関係大臣が構成員となっている会議です。

【清水委員長】 最新の情報が「はじめに」というところで何か盛り込めないのかと聞いたんですけども。

【地籍整備課長】 若干悩まして、この30年6月の決定に基づいて国土交通省としては地籍調査の円滑化・迅速化について検討することになっておりまして、まさに皆様方に小委員会を開いて検討していただいています。この30年6月がスタートに位置付けられるものという形になりますので、整理としてはこちらに書かせていただいて、引き続きその実現に向けた検討を行うという部分を「おわりに」に記載したところでございます。

【清水委員長】 あと毎年、骨太の方針でも結構関係することが書かれていたりするんですけども、今回は骨太の方針がもうすぐ出ると思うのですが、それは踏まえる必要はないでしょうか。

【地籍整備課長】 現時点で骨太の方針の案というのが、お手元のタブレットに表示させていただいている参考資料1の47ページの上の黄色で塗っているものですが、内閣府で作成しております骨太の方針の現在公表されている原案になっております。骨太の方針なので余り具体的な措置までは書けないのですが、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置について、2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど期限を区切って対策を推進するという形で、こちらにも記述されておりますので、先ほどの閣僚会議の基本方針とあわせて、まさにこの小委員会で御検討していただいたことを2020年までに制度改正として実現していくことが、政府の方針となりつつあるということかと思っております。

【清水委員長】 分かりました。「おわりに」で先ほどの関係閣僚会議決定に触れられていてという、要は前段と最後でこういうつながりになるということですね。

【地籍整備課長】 はい。

【清水委員長】 分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。せっかくでございますから、全委員からお一言ずつは賜りたいと思います。藤巻委員。

【藤巻委員】 藤巻です。前回、前々回といろいろ意見を述べさせていただいて、それがかなり反映されているので、良い方向になっているとは思いますが。ただ、少し今後の期待、課題というか、9ページ目の「③」の19条5項申請です。先ほども各事業を実施した後に補助金の有無で申請の有無が変わるといった話がありましたけれども、私が関わっている市街地再開発事業は従前の土地に関して全て土地調書を作った上で行います。ただ、完成したらその土地は全て一掃されてしまう。完成後に数筆の筆に合筆されるのですが、その後で再開発組合から19条5項申請を行わなければならない。それに対して、地籍調査同等以上の成果物であるのは確実なので、できるだけ補助率を上げてもらう形でやっていただければと思います。実際に市街地再開発事業は今まで全国1,000か所で行われています。ここ10年間は特に進捗、完成率が高い。世界測地系になってから、相当数の成果物が上がっている。これらをきちんと掘り起こして19条5項申請に持っていけば、各都市、市街地中心部における成果はかなり上がってくるのではないかと思います。そこに関して今後いろいろ御相談させていただいて、19条5項指定の活用促進について、より具体策が出てくるような取組を進めていただければと思います。

【清水委員長】 その再開発の1,000か所というのは、第一種、第二種の市街地再開発事業だけで1,000か所あるんですか。

【藤巻委員】 たしか第一種だけです。

【清水委員長】 第一種だけ、そうですか。

【地籍整備課長】 19条5項指定申請の話は、先ほど石井委員からありましたけれども、インフラの公共事業系だけではなくて、民間の事業によって得られたデータについてもうまく地籍調査に活用していかなければならないというのが、一つ大きな課題として挙げられていると思います。今回、例えば民間だけだとなかなか難しいので、場合によっては自治体などが代行的に申請するといったことも考えてはどうかということも報告書の中には盛り込んでおりますが、我々としてもそういった成果を、今も補助制度などは現にあるのです

けれども、どのようにしたら実際に申請していただいて、成果につなげていけるかということを引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【清水委員長】 ありがとうございます。片山委員、どうぞ。

【片山委員】 山ですけれども、山村部の地籍調査の迅速化ということで、方向性を出していただきました。新しい手法としてリモートセンシングなどの活用ということで、これまでなかなか大きい面積で大々的にできなかった山村部、山のところについて、このリモートセンシングという新しい技術で境界をはっきりさせていくという方向性も出していただいて、是非これは本当に期待しておりますのでやっていただきたいと思ひしております。

それと、その後の今年から始まります森林経営管理法の制度の中で、所有者が分からない土地の利用を、特例という感じでかなり細かくこういうやり方でやりましょうということが書いてあります。そういうところを今まさしく議論されているところとあわせて、林野庁、それから今のいろいろな関係省庁とそういうものを総合的にやっていけば、山の整備も、境界の明確化も進んでいくのかと思ひますので、是非この方向性というか、報告書で書かれていることを本当にやっていただきたいと思ひしておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほか、大体皆さんから御意見を賜りましたでしょうか。

御殿場市の高橋次長、何か御意見はございませんか。

【高橋次長兼課長】 14ページと関連していると思うのですが、地籍調査の実情といたしまして、御殿場では委託の関係、一筆地調査の関係ですが、御殿場市では、これは職員が直営で行っているのが実情です。というのは、地籍調査が終わった後に登記完了後の成果の交付とか、境界のトラブル等の相談が、御殿場市にしてみますと年間100件ぐらいありまして、また、国土調査の修正の登記が今まで40年頃から始めまして、累計450件ぐらい行っております。この修正登記は更にまた多く存在しているとは推測している中で、これらの対応を解決するためには、職員がそれなりの知識・経験がないと困難であると考えております。また、40年代、50年代の測量の仕方、測量の誤差も、当初は平板測量で行い、その辺りの手法等も職員が理解していく必要もあるのかと考えております。ということにしまして、外注は全部できないというのは、その辺りの知識を職員が修得するために必要となってくるのかと考えております。

それと、地籍調査の関係の図書はいろいろと発行されているのですが、一筆地調査というのがみづほ書房から発行されていまして、今度その取り扱いがなくなっているような自治体もありますものですから、是非またこの辺の図書の整備をお願いできればと思っております。以上です。

【清水委員長】 人材の育成と確保という、14ページの内容そのものはこういう感じでよろしいですか。もう少し具体的に書いてもらいたいといったことはないでしょうか。

【高橋次長兼課長】 内容的にはいいと思います。

【清水委員長】 内容としてはよろしいですか。

【高橋次長兼課長】 実情としてわかってもらいたいと思ったものです。

【清水委員長】 そうですね。外注するためにも知識が重要だというのは、本当におっしゃるとおりです。ありがとうございます。

今日、法務省の江口室長と林野庁の大沼管理官にも出席いただいておりますが、何か御意見がございましたら、この報告書の内容についてお受けしたいのですが。

【江口室長兼企画官】 特に内容について意見等はありません。この報告書の方針に従って、国交省と協力しながら進めてまいりたいと思っております。

【清水委員長】 よろしくお祈りします。大沼管理官。

【大沼管理官】 林野庁の大沼でございます。内容としましては、10ページになりますけれども、山村部の地籍調査につきまして書いていただきましてありがとうございます。この部分でも、国土交通省と協力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお祈りしたいと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。

では、ワンラウンドしましたので、久保委員、何か先ほど手を挙げられましたか。

【久保委員】 直接これに関連することではないので。

【清水委員長】 あと若干時間に余裕がございますので、報告書に直接関わらないことでも将来の動向とか、将来に向けてというような観点で、もし御意見があったら賜りたいと思っております。

【久保委員】 どうもありがとうございます。直接関連しないことで話題提供になりますが、一昨日の地震に関わることですが、18ページの7行目に、防災では地震の揺れやすさや液状化の起こりやすさなどのリスク情報が可視化、オープン化されるというふうに役立つと書かれてございます。ちょうど一昨日の地震で御紹介できるような事態があったので、

簡単に2分ほどで御紹介したいと思います。

土地分類調査と似たようなものですが、過去に土地の状況を色分けした山形県の庄内平野の地図がございます。それで、鶴岡市が山形のここでございます。鶴岡のところでは液状化が。酒田市がここで、鶴岡市がこちらでございます。鶴岡市で液状化が報告されていたということですが、それで鶴岡市が作成した液状化のハザードマップの一部を印刷したのがこちらでございます。要するに平野の部分が全面赤い状況でございます。もう少し土地の条件というものをこのような形で調査を進めておれば、液状化に注意すべきところなどを絞り込みができる事例かと思えます。鶴岡のところは黄色っぽくなっているのは扇状地という地形の末端部で、水が湧きやすいとかそういう条件がございます。おそらくこの砂丘地帯の麓も砂と地下水の条件で液状化が起きやすいところというふうに。それから、1964年の新潟地震のときに発生したところもポイントしてございます。そのような土地分類調査の成果をもっと広めて生かさなければならぬと思っております。山形県鶴岡市さんには大変申しわけないですけれども、もう少しこういうのもバージョンアップできたらと思っております。以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。今日のテレビでも、何かあの地域で液状化のハザードマップ作っているところが多いのですけれども、市民の方が全く知らなかったというようなことが言われていました。

【久保委員】 これ知らないって言っていましたね。

【清水委員長】 はい。ニュースになっていましたよね。ですから、そういう点でも広報は大事です。作ったから良いというわけではなくて、広報、住民の皆様知ってもらわないといけない。どう対応すれば良いのかも知ってもらわないといけないという、その全てができて公開した意味があるということです。

大変重要な御指摘でした。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、今回、この報告書の案について今日御意見を頂いて、それを踏まえて最終報告書、公開する「報告書」を作るわけですが、議論の場として、その目的による小委員会の開催は今日で最後となりますので、今後、今日の議論を踏まえて事務局で最終案を作ってください、あとは大変恐縮ですが、今日いただいた議論に関しては私が責任を持って対応しますので、委員長一任ということにさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【清水委員長】 では、今後は今日いただいた議論を踏まえて、最終報告書の案を作っていただいて、それを私が拝見して、それで完成とさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、最後の議題でございます。「今後の想定スケジュールについて」でございます。よろしくをお願いします。

【国土調査企画官】 事務局から御説明させていただきます。

お手元のタブレットに資料4が表示されているかと思います。ただいま委員長に一任をいただきました「報告書」につきまして、早ければ今月末、ないしは来月初めぐらいには報告書という形で公表、ホームページに掲載させていただくということで考えてございます。その後、夏以降、令和2年度の十箇年計画初年度に向けた予算の概算要求をまいります。また、並行して、来年の国土調査促進特別措置法、国土調査法改正に向けた改正法案の立案、あるいは第7次十箇年計画の作成に向けた具体の検討を深めてまいりたいと考えてございます。

また、来年1月以降でございますけれども、その改正法案を閣議決定いたしまして、国会に提出させていただき、御審議をいただきまして、無事成立いたしますれば、令和2年度4月以降に第7次十箇年計画案の作成に入っていくと。この際には法定の意見聴取ということで、国土審議会から意見を聴取するという事になってございます。参考までに前回、10年前は国土審議会の土地政策分科会で議論をいただいたということがございますけれども、その進め方についても今後また改めて検討してまいりたいと思っております。また、同時に関係行政機関との協議、都道府県の意見聴取がございまして、その後4月ないし5月頃に、新しい第7次の十箇年計画を閣議決定していくといったような大まかなスケジュールでございます。以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

では、これで今日の議事、次第という点では終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

【国土調査企画官】 清水委員長、ありがとうございました。今回は報告書のとりまとめに向けた最後の委員会となりますので、土地・建設産業局長の野村から一言御挨拶を申し上げます。

【土地・建設産業局長】 本日も報告書の内容のみならず、今後の事業の進め方や、あるいは広く国民の皆様への広報をどうしていくのかということ等につきましても、活発な御議論として様々な御意見、御指摘を頂戴いたしましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

私どもで少なくとも今日の報告書に関していただきました御意見は、できる限り委員の皆様方の御趣旨に沿った形の修正を施して、そしてまた委員長にお諮りをしたいと思っております。それから、また様々な事業の進め方につきましても、今後の私どもの政策遂行の参考にさせていただきたいと思っております。

ということで、このシリーズは昨年の10月にキックオフして7回開催したところまでございまして、本年2月には、特に地籍調査の円滑かつ迅速な進め方の基本的な方向について、中間とりまとめを行っていただき、その後土地分類調査等々を含めまして更に御議論いただいた上で、本日一定の結論に至りましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

今ほどお話がありましたように、この小委員会の議論は本日で一応一区切りとなります。そして今後大きな二つの流れ、一つ目は土地政策の全体像、あるいは新たな時代に呼応した再構築ということになりましようけれども、先月開催された土地政策分科会を皮切りに議論が開始されており、そして秋からは企画部会において本格的に議論していきたいということで、地籍調査、国土調査を含む土地政策について、今後の再構築の方向についても議論が開始されるということでございます。

それから、もう一つはまさに今回この小委員会での御議論をいただいたところに沿いまして、今ほどスケジュールのお話がありましたが、来年度からですけれども、これも予算関連ということですから、次期、令和2年の通常国会、多分、早い時期での提出をしなくてはいけないことと思っておりますが、国土調査法、そして十箇年計画の根拠となっておる特別措置法の改正を行っていくということになります。その作業を本格化するということでございます。そして、その法律ができましたら、まさに第7次の新たな十箇年計画を決めていくというプロセスを今後たどっていくこととなります。

委員の皆様方におかれましては、これらのプロセスを通じて、このような会議形式はこれをもって一応終わりますけれども、引き続いてそれぞれ御専門のお立場から、御指導を賜ってまいりたいと思っております。そして、先ほど御意見がありましたように、今回は例えば筆界案の公告による調査があるとか、あるいはリモートセンシングデータという新技術を活用するというふうなこと。仮にそういう方向で制度改正ないし予算等々が盛り込まれたとしても、それをまた的確に実施していくことが大事であって、そしてこれまでいろいろ期待されておりながら、本当になかなか進捗がはかどってこなかったこの地籍調査、あるいは土地分類調査をはじめとする国土調査が、皆様方の御期待に沿ってここで進捗が図られるような、本当に新たな制度をしっかりと運用していくことが重要になってくるかと思

ますので、そのフェーズに当たっても本当に御指導をいただいて、絵に描いた餅にならないようにしていかななくてはいけないと考えております。

いずれにしましても、引き続きの御指導を賜りますよう、今回のシリーズでは本当に活発な御議論を賜りましたことを改めて御礼申し上げまして、私からの最後の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【国土調査企画官】 以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第14回を閉会させていただきます。これまで熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。引き続き国土調査の推進につきまして、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

— 了 —